

ご入会にあたり

本クラブでは会員の皆様に安全で快適なフィットネスライフをお送りいただくために、下記事項について、ご確認いただいております。

【クラブの目的】

①本クラブは、心身の育成、健康維持、健康促進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的としています。

【IPS スポーツクラブ会員制度について】

①スポーツクラブにおいては年齢満 16 才以上、スクールにおいては各コース別に定められた資格に該当する方で、本クラブの会則に従う方が会員になれます。

②ご利用にあたっては、会則および館内諸規則を遵守してください。

③会則および館内諸規則に違反した場合は、除名処分となることがあります。

【安全管理】

①フィットネスは、身体に適度な負荷をかけることにより、より健康な状態を実現するものですが、疾病がある場合は、逆に健康を害することがあることをご認識ください。

②体調に不安のある方、特に現在疾病で治療中または既往症のある方ならびにお薬を服用されている方は、医師にご相談のうえご入会されることをお勧めします。

③妊娠されている方は、施設をご利用いただけません。なお、ご入会後に妊娠されたときは必ずご相談ください。

④施設への貴重品のお持ち込みは、お断りしております。

⑤その他別途定める施設利用上の諸注意を遵守の上、ご利用ください。

【会費納入】

①本クラブの月会費は前納制です。

※クレジットカード決済は、届出の金融機関により異なります。

※銀行口座振替は、各月 27 日に引落となります。

※引落日が金融機関の休業日にあたる時はその翌営業日となります。

②お通帳への印字は、「スポーツクラブ（カ）」等となります。

③当月の引き落としができない場合、翌月以降に合算して引き落とさせていただくことがございます。

④2 回連続して引落としができない場合は、会則により退会処分とさせていただく場合があります。なお、退会処分となった月までの諸費用をご請求いたします。

⑤一旦納入いただいた諸費用は、特別の理由がない限りご返金いたしかねますのでご了承ください。

⑥会員資格取得後、会員資格喪失までは、施設ご利用の有無に関わらず諸費用をお支払いいただき、ご返金もいたしかねますのでご了承ください。

【各種届出】

①以下の場合はお届け出が必要となりますので、フロントまでお申し出ください。

会員証の紛失、住所変更、お支払口座変更、コース変更、その他入会申込時に記載した内容の変更

【退会手続き】

①都合により退会をされる場合は、必ずフロントでの手続きが必要です。

②退会ご希望月の10日までに、お手続きください。

(例) 10月いっぱい利用終了を希望 → 10月10日までにお手続きが必要

※10日が休館日の場合は、前営業日の受付時間内にお手続きください。

③お電話での退会はお受けいたしかねます。

ご利用にあたり

IPS スポーツクラブでは、皆様に安全で快適な施設とサービスをご提供させていただくために、下記の事項について、ご確認いただいております。

【登録について】

①当社の施設をご利用され、サービスを受けられる方に関しましては、本クラブへの会員登録をお願いしております。ご登録いただいた方には、会員証を発行いたします。

②ご利用に当たってはクラブ会則、および館内諸規則を遵守ください。

③クラブ会則および館内諸規則に違反した場合は、ご利用をお断りする場合がございます。

④キャンペーンによるご入会の場合は当月もしくは翌月入会までが対象となります。

【安全管理】

①フィットネスは、身体に適度な負荷をかけることにより、より健康な状態を実現するものですが、疾病がある場合は、逆に健康を害することがあることをご認識ください。

②体調に不安のある方、特に現在疾病で治療中または既往症のある方ならびにお薬を服用されている方は、医師にご相談のうえご入会されることをお勧めします。

③妊娠されている方はご利用できるプログラム・施設に制限がございますので、必ずご相談ください。

④施設への貴重品のお持込は、お断りしております。

⑤施設より一時退館する際は受付にお申し付けください。また、一時外出可能時間は1時間までとなります。

⑥その他別途定める施設利用上の諸注意を遵守の上、ご利用ください。

【施設のご利用をお断りする方】

①暴力団関係者である方。

②刺青、タトゥーのある方。

③集団感染するおそれのある疾病を有する方。

④一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方。

⑤その他、正常な施設利用ができないとクラブ側が判断した方。

【施設のご利用を制限する方】

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

①飲酒等により、正常な施設利用ができないとクラブ側が判断した方。

②医師から運動、入浴等を禁じられている方。

③妊娠している方。

④その他、正常な施設利用ができないとクラブ側が判断した方。

【会則について】

下記の会則につきましては、施設ご利用の際の条件として内容のご確認をお願い申し上げます。

会則

第1条（定義）

本会則は「IPS スポーツクラブ」（以下本クラブという）の会員ならびに本クラブに入会しようとする方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、会員が本クラブを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブのすべての施設は、「株式会社福田屋百貨店」（以下、委託企業という）が管理し、運営については「株式会社東京アスレティッククラブ北関東」（以下、受託企業という）がおこないます。

第4条（会員制）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 会員の本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン（以下諸施設という）の利用範囲、条件および特典については別に定めます。
3. 会員が、本クラブ諸施設を利用する時は、会員証を提示いただきます。

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1)各会員制度において別途定める資格に該当する方。
- (2)本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを申告いただいた方。
- (3)本会則に同意した方。
- (4)暴力団関係者でない方。
- (5)過去に委託会社より除名等の通告を受けていない方。

第6条（入会手続き）

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会手続きが完了します。

- (1)所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。
 - (2)会員区分に従って第9条に定める諸費用等を委託企業にお支払いいただきます。
2. 未成年の方が入会しようとするときは所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、申し込みいただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第7条（諸手続き）

1. 会員は入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただきます。
2. 本クラブより会員の住所あてに通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

本クラブの管理する会員の個人情報は、別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第9条（諸費用）

1. 会員区分毎の諸費用は別に定めます。
2. 会員は別に定める諸費用納入期日までに、それぞれの諸費用をお支払いいただきます。
3. 会員は実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの諸費用をお支払いいただきます。

4. 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。

第10条（会員資格の取得）

第6条の手続きが完了し、手続き時に定めた利用開始日が到来したときに、会員資格を取得したものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

第12条（ビジター）

本クラブの一部の会員制度においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下ビジター という）も、本クラブ諸施設を利用いただくことができます。

- (1) 特別に指定された会員の同伴。
- (2) 別に定める施設利用料の支払い。
- (3) 第14条の遵守。

第13条（その他会員以外の施設利用）

本クラブが特に必要と認めた場合、会員およびビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

第14条（諸規則の遵守）

会員は本クラブ諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第15条（禁止事項）

会員は、館内にて次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の方や施設スタッフを誹謗中傷すること。
- (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。

第16条（損害賠償責任免責）

1. 会員が本クラブ諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。
2. 会員同士の間で生じた係争やトラブルについても、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第17条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブ諸施設の利用中、会員の責に帰する事由により本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。ビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。

第18条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第19条に定める退会を申し出、本クラブがこれを承諾したとき。

- (2)第 20 条により除名されたとき。
- (3)会員本人が死亡したとき。
- (4)第 21 条により入会手続きをした施設の全部を閉鎖したとき。
- (5)法人会員においては法人会員契約の終了・変更により会員資格を喪失したとき。
- (6)破産・民事再生・会社清算・個人清算の申立があったとき。

第 19 条 (退会)

会員は自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただきます。会社は退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。

第 20 条 (会員除名)

次の各号に該当する場合、その会員を本クラブから除名することができます。

- (1)第 5 条の入会資格を喪失したとき。
- (2)本クラブの会則および諸規則に違反したとき。
- (3)他の方や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
- (4)他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為があったとき。
- (5)大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6)物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7)本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出したとき。
- (8)他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブに届出があったとき。
- (9)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、業務に支障を来したとき。
- (10)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為があったとき。
- (11)刃物など危険物を館内へ持ち込んだとき。
- (12)物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (13)諸費用の支払いを連続してニヶ月怠ったとき。
- (14)法令に違反したとき。
- (15)その他本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 21 条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、本クラブは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対し、その旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり、免除されることはありません。

- (1)気象災害、その他外因の事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。
- (3)定期休業等による場合。
- (4)その他重大な事由によりやむを得ないとき。

第 22 条 (利用の禁止)

次の各号に該当するときは施設利用を禁止します。

- (1)暴力団関係者である場合。
- (2)刺背、タトゥー があるとき。
- (3)集団感染するおそれのある疾病を有する場合。
- (4)一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する場合。

- (5)過去に本クラブより除名の通告を受けていた場合。
- (6)その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第23条（利用の一部制限）

次の各号に該当するときは施設利用を一部制限します。

- (1)飲酒等により、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
- (2)医師から運動、入浴等を禁じられているとき。
- (3)妊娠しているとき。
- (4)その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第24条（諸費用の変更ならびに運営システム変更について）

1. 本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用について本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
3. 前2項を変更するとき、本クラブは一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。
4. 法人会員においては、法人会員契約の変更により諸費用等が変更になるときはそれに従っていただきます。

第25条（会則の改訂）

本クラブは、会則等の改訂を行う事ができます。なお、改訂を実施するときは、予め告知し、改訂した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第26条（告知方法）

本会則における会員への告知方法は、施設内の掲示および各種媒体を活用し告知します。

株式会社福田屋百貨店
2025年7月1日 改訂